

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月13日

【会社名】 株式会社トーモク

【英訳名】 TOMOKU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 斎藤英男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 内野 貢

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 内野 貢

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 2,455,000,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月3日付をもって提出した有価証券届出書(平成29年3月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、日本国内において販売(国内販売)される「券面総額又は振替社債の総額」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」並びに「新株予約権の行使時の払込金額(転換価額)」が確定し、その他関連する事項が平成29年3月13日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)

「券面総額又は振替社債の総額(円)」欄

「発行価額の総額(円)」欄

「償還の方法」欄

欄外注記

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」欄

欄外注記

2 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

(1) 新株予約権付社債の引受け

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、転換価額等決定日が平成29年3月13日(月)となりましたので、申込期間は「自 平成29年3月14日(火) 至 平成29年3月15日(水)」、払込期日は「平成29年3月21日(火)」、上場日は「平成29年3月22日(水)」となります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

「券面総額又は振替社債の総額(円)」欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金3,000,000,000円(注) 1
------------------	----------------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,455,000,000円(注) 1
------------------	----------------------

「発行価額の総額(円)」欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金3,000,000,000円(注) 1
------------	----------------------

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金2,455,000,000円(注) 1
------------	----------------------

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	< 前略 >							
	2 償還の方法及び期限							
	< 中略 >							
	組織再編行為償還金額(%)							
	償還日	参照パリティ						
		70	80	90	100	110	120	130
	平成29年 3月23日	98.01	99.99	103.04	107.39	113.20	120.62	130.00
	平成30年 3月17日	98.35	100.18	103.12	107.38	113.16	120.65	130.00
	平成31年 3月17日	98.65	100.26	103.02	107.20	112.98	120.55	130.00
	平成32年 3月17日	98.92	100.20	102.68	106.73	112.57	120.35	130.00
平成33年 3月17日	99.25	99.94	101.83	105.62	111.68	120.05	130.00	
平成34年 3月17日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	
(注) 上記表中の数値は、平成29年2月24日(金)現在における見込みの数値であり、平成29年3月13日(月)から平成29年3月15日(水)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。								
< 後略 >								

(訂正後)

償還日	参照パリティ						
	70	80	90	100	110	120	130
	平成29年 3月21日	98.02	99.97	103.00	107.29	113.04	120.39
平成30年 3月17日	98.36	100.16	103.06	107.28	113.00	120.41	130.00
平成31年 3月17日	98.65	100.24	102.96	107.09	112.81	120.30	130.00
平成32年 3月17日	98.92	100.17	102.61	106.60	112.38	120.08	130.00
平成33年 3月17日	99.26	99.92	101.77	105.49	111.47	119.77	130.00
平成34年 3月17日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 上記振替社債の総額及び発行価額の総額は、平成29年3月3日(金)開催の取締役会において決議された本新株予約権付社債の総額(以下「本新株予約権付社債の発行総額」という。)3,000百万円の発行に係る募集のうち、日本国内において販売(以下「国内販売」という。)される本新株予約権付社債の総額(以下「国内販売額」という。)の上限であります。本新株予約権付社債の募集においては、本新株予約権付社債のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して同時に販売(以下「海外販売」という。)されることがありますが、海外販売に係る本新株予約権付社債の総額(以下「海外販売額」という。)は、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)現在、未定であるため、上記振替社債の総額及び発行価額の総額は国内販売額の上限を記載しています。

なお、本新株予約権付社債の発行総額3,000百万円のうち国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)及び海外販売額は、国内販売及び海外販売の需要状況等を勘案した上で、本(注)4記載の転換価額等決定日に決定されますが、海外販売額は本新株予約権付社債の発行総額3,000百万円の半額以下とするため、国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)は本新株予約権付社債の発行総額3,000百万円の半額以上となります。海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 8 臨時報告書」に記載の平成29年3月3日(金)付臨時報告書及び本(注)4記載の転換価額等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

- (注) 1 上記振替社債の総額及び発行価額の総額は、平成29年3月3日(金)開催の取締役会において決議された本新株予約権付社債の総額(以下「本新株予約権付社債の発行総額」という。)3,000百万円の発行に係る募集のうち、日本国内において販売(以下「国内販売」という。)される本新株予約権付社債の総額(以下「国内販売額」という。)であります。本新株予約権付社債の募集においては、本新株予約権付社債のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して同時に販売(以下「海外販売」という。)され、海外販売に係る本新株予約権付社債の総額(以下「海外販売額」という。)は545百万円であります。

海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 8 臨時報告書」に記載の平成29年3月3日(金)付臨時報告書及び本(注)4記載の転換価額等決定日に提出された当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

< 後略 >

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、<u>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成29年3月13日(月)から平成29年3月15日(水)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に108%から113%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が294円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。(注)1</u>ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(4) 「特別配当」とは、平成34年3月16日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。))に6を乗じた金額とする。)</u>(当社が当社の事業年度を変更した場合には、社債管理者と協議のうえ合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>
-----------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初393円とする。</p> <p>ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(4) 「特別配当」とは、平成34年3月16日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、15,264円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、社債管理者と協議のうえ合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>
----------------	---

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金3,000,000,000円(注)2 (会社法上の本新株予約権の全部を行使した場合における当該行使に際して出資の目的とする財産の価額の総額)</p>
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,455,000,000円(注)2 (会社法上の本新株予約権の全部を行使した場合における当該行使に際して出資の目的とする財産の価額の総額)</p>
---------------------------------	--

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 今後、転換価額等(転換価額及び引受人の引受金額)が決定された場合は、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項(振替社債の総額及び発行価額の総額(国内販売額)、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.tomoku.co.jp/news/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額等及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、国内販売額の上限において本新株予約権付社債が発行された場合に、当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額の総額である。

< 後略 >

(訂正後)

- (注) 1 転換価額等(転換価額及び引受人の引受金額)及び転換価額等の決定に伴い連動して訂正される事項(振替社債の総額及び発行価額の総額(国内販売額)、組織再編行為償還金額、海外販売額、基準配当金、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額及び手取概算額合計をいう。以下同じ。)について、平成29年3月14日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.tomoku.co.jp/news/>))において公表する。
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、国内販売額に係る本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額の総額である。

< 後略 >

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(1) 【新株予約権付社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき連帯して買取引受けを行います。 2 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(各社債の金額100円につき金2.5円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計		3,000	

(注) 1 引受金額及び引受金額の合計(振替社債の総額及び発行価額の総額)は、転換価額等決定日に決定されます。なお、引受金額及び引受金額の合計(振替社債の総額及び発行価額の総額)は、国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)の上限(引受金額は未定)に係るものであります。

2 一般募集の共同主幹会社はS M B C 日興証券株式会社(事務主幹会社兼単独ブックランナー)及びみずほ証券株式会社であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,105	1 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき連帯して買取引受けを行います。 2 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(各社債の金額100円につき金2.5円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	859	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	491	
計		2,455	

(注) 1 引受金額及び引受金額の合計(振替社債の総額及び発行価額の総額)は、国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)に係るものであります。

2 一般募集の共同主幹会社はS M B C 日興証券株式会社(事務主幹会社兼単独ブックランナー)及びみずほ証券株式会社であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
3,000	20	2,980

- (注) 1 引受手数料は支払われないため「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)の上限に係るものであります。海外販売額に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 8 臨時報告書」に記載の平成29年3月3日(金)付臨時報告書及び転換価額等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

(訂正後)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
2,455	16	2,439

- (注) 1 引受手数料は支払われないため「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売額(振替社債の総額及び発行価額の総額)に係るものであります。海外販売額に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 8 臨時報告書」に記載の平成29年3月3日(金)付臨時報告書及び転換価額等決定日に提出された当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額2,980百万円(国内販売額が上限の場合の概算額であり、海外販売額の決定に伴い減額されます)については、海外販売の手取概算額(未定)と合わせた手取概算額合計2,980百万円について、500百万円を平成29年3月中に当社子会社であるトーモクベトナム社における増資のための投融資資金に、1,240百万円を平成29年3月6日に行った自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に、残額については平成30年3月までに運転資金のために金融機関から借入れた長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該自己株式取得の概要につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 自己株式の取得について」をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額2,439百万円については、海外販売の手取概算額541百万円と合わせた手取概算額合計2,980百万円について、500百万円を平成29年3月中に当社子会社であるトーモクベトナム社における増資のための投融資資金に、1,240百万円を平成29年3月6日に行った自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に、残額については平成30年3月までに運転資金のために金融機関から借入れた長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該自己株式取得の概要につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 自己株式の取得について」をご参照下さい。

<後略>